

社会福祉法人関市社会福祉協議会 関市ボランティアセンター登録 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、関市のボランティア活動推進のため、関市社会福祉協議会（以下「本会」という。）内の関市ボランティアセンター（以下「センター」という。）に登録制度を設け、その登録の実施にあたり必要な事項を定める。

(登録対象)

第2条 登録できる団体等は、主体的な参加に基づくボランティア活動及び社会貢献の一環としてボランティア活動を行っている個人及び団体であり、以下の（1）から（5）のすべてを満たすものとする。

- (1) ボランティア活動することを目的とした個人及び団体
- (2) 団体登録の場合は、2名以上の会員等で構成された団体
- (3) 個人登録の場合は、市内に在住をしている個人
- (4) 団体登録の場合は、主に市内でのボランティア活動を行う団体
- (5) 団体構成員以外の市民を招く開放された活動を行う団体

2 次の各号に掲げるものは、登録することができない。

- (1) 政治活動又は宗教活動、営利活動を目的とした個人及び団体
- (2) 有資格者で行われるべき活動を行う個人及び団体
- (3) 公共の福祉に反する活動を行う個人及び団体
- (4) その他、本会会長が適切ではないと認めた活動を行う個人及び団体

(登録申請手続き)

第3条 登録を希望する団体及び個人は、「センター登録届（団体用）」（様式1-1）、または「センター登録届（個人用）」（様式1-2）を本会会長に提出する。

2 団体登録の場合は、以下の資料を添付し提出する。

- (1) 会員名簿（役員・住所・氏名・電話番号が記載されたもの）
- (2) 会則またはそれに準ずるもの
- (3) 会の活動内容がわかる書類

(登録期間)

第4条 登録期間は毎年4月1日より翌年の3月31日までの1年間とする。年度の中途登録については、登録完了日の年度の3月31日までとする。

(登録内容の変更)

第5条 登録内容の変更を希望する者は、センター登録内容変更を本会会長に提出する。

(登録の取消)

第6条 登録の取消を希望する者は、センター登録取消届(様式2)を本会会長に提出する。

2 第1項に基づく届け出のほか、登録ボランティアが以下のいずれかに該当すると認められた場合は、本会は登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 第2条に非該当となった場合
- (2) 個人の登録ボランティアが死亡した場合
- (3) 登録団体が解散した場合
- (4) 登録した個人及び団体が、公共の福祉に反する活動を行った場合
- (5) 登録後3年間更新がされなかった場合
- (6) その他、本会会長が不適格と認めた場合

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める

付 則

(施行期日)

この要綱は令和5年2月1日から施行する。